教育学部同窓会 会員相互交流促進支援事業　申請要項

　教育学部同窓会では，会員相互の交流を促進するために，下記の要領で事業支援を行っております。支援をご希望の方は，添付の書類に必要事項をご記入のうえ，ご提出くださるようお願いいたします。

１．目的

本事業は，「東北大学教育学部同窓会会則」に基づき，本同窓会会員相互の交流を促進する活動を支援することを目的とする。

２．支援対象活動

　本同窓会会員相互の交流を促進する活動であり，本同窓会理事会がその意義を認めたものとする。

３．支援対象活動数

　支援の対象となる活動は，年間数団体程度とする。

４．支援額

１活動あたり，原則１万円を上限として，理事会において必要と認められた額の経費を支給する。

５．活動実施の報告

　活動実施内容は，本年度３月に，所定の書式にて同窓会会長に報告することとする（提出先は同窓会事務局(sed-alumni@sed.tohoku.ac.jp)）。なお，報告は「東北大学教育学部同窓会」Webサイトにおいて公開される。

＜申請方法と留意事項＞

1. 会員相互交流促進支援事業の選考方法

　提出された申請書類をもとに，本同窓会理事会が決定する。

1. 申請書類

「教育学部同窓会　会員相互交流促進支援費申請書」（添付）1通

　申請書は，添付様式を使用するか，その様式を参考にワープロ等で作成すること。その際は，以下の項目について記載するものとする。

1. 代表者：氏名，連絡先（メールアドレス，携帯電話番号），正会員は卒業年度，学生会員は学籍番号。
2. 団体名称
3. 活動の趣旨と内容
4. 実施日時および実施回数（週当たり，月当たり等）
5. 実施場所
6. 活動の主な運営スタッフの人数および氏名。正会員は卒業年度，学生会員は学籍番号
7. 支援費が必要な理由
8. 申請経費の執行予定
9. その他
10. 申請書類の提出先

教育学部同窓会事務局（sed-alumni@sed.tohoku.ac.jp）

1. 申請書類の申し込み時期

　随時

1. 申請にあたっての留意事項
2. 団体メンバーは原則として，東北大学教育学部同窓会の会員とする。
3. 同一の団体メンバーが，複数の支援事業の事業代表者にはなれない。
4. 事業の対象・目的・内容等は，教育学部同窓会会則にある会員同士の相互交流の趣旨に沿ったものでなければならない。

2017年6月3日

東北大学教育学部同窓会